

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 3 年 1 月29日
【計算期間】	第25期 (自 令和元年 5 月 1 日 至 令和 2 年 4 月30日)
【ファンド名】	HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)
【発行者名】	HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド (HSBC Management (Guernsey) Limited)
【代表者の役職氏名】	ビジネス・ヘッド スティーブン・ルーセル (Stephen Rouxel)
【本店の所在の場所】	チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、 セント・ピーター・ポート、 セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス (Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 1WA, Channel Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中 野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 春 芽 弁護士 三 宅 章 仁 弁護士 曹 貴 鎬
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

令和2年10月30日に提出した有価証券報告書について、受託会社の名称が同年6月30日付で変更されたことに伴い、その記載事項のうち一部を訂正する必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は、訂正部分を示します。

[次へ](#)

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの形態

< 訂正前 >

(前略)

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド (「 管理会社 」) がセレクション・ファンドの管理会社であり、また HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (「 受託会社 」) が平成10年7月1日付でセレクション・ファンドの受託会社に指定された。セレクション・ファンド、管理会社および受託会社は、クラスB規則 (下記に定義される。) に服する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

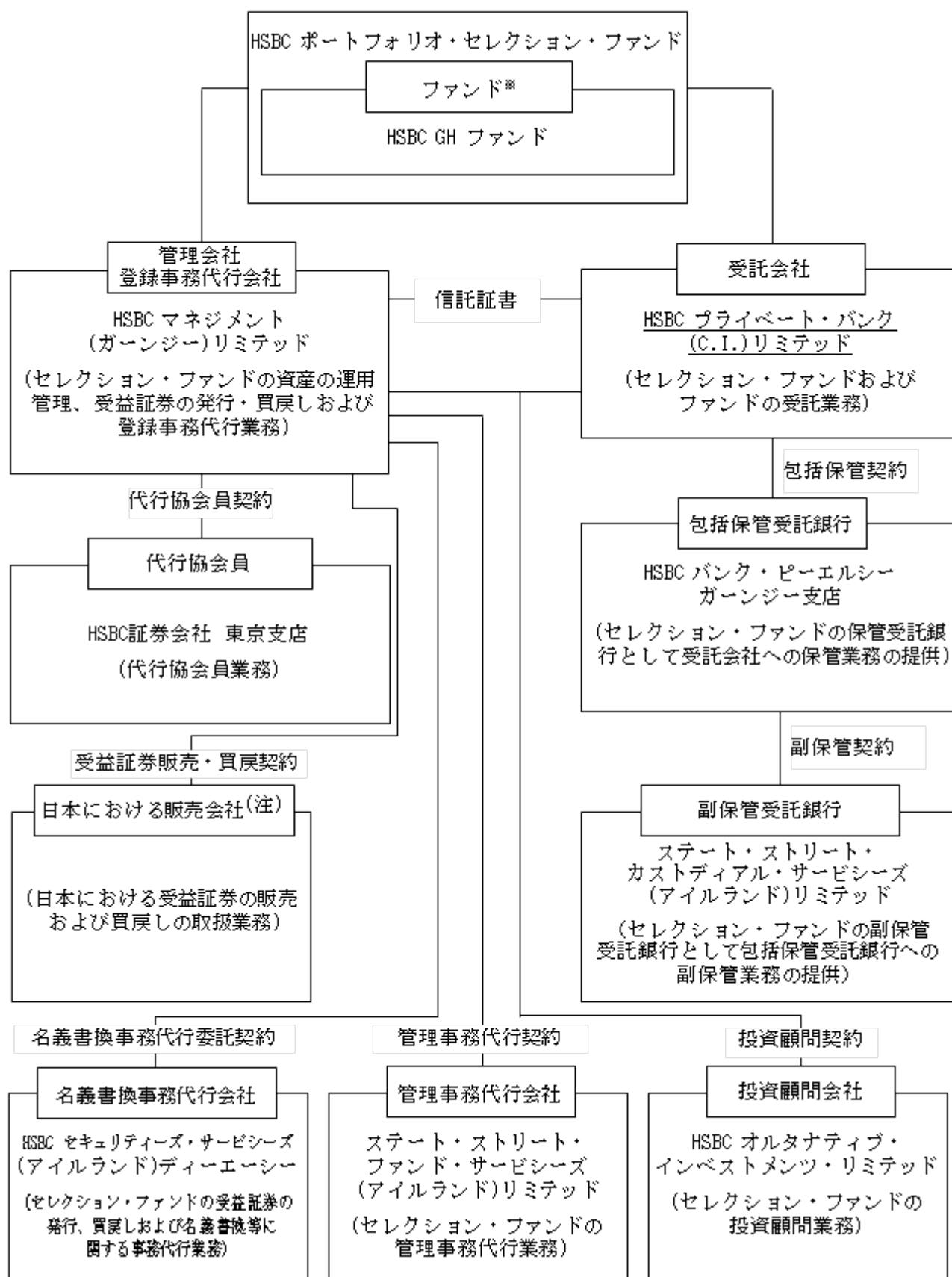
HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド (「 管理会社 」) がセレクション・ファンドの管理会社であり、また HSBC SFT (C.I.) リミテッド (「 受託会社 」) が平成10年7月1日付でセレクション・ファンドの受託会社に指定された。セレクション・ファンド、管理会社および受託会社は、クラスB規則 (下記に定義される。) に服する。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

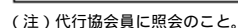
< 訂正前 >



(注) 代行協会員に照会のこと。

(後略)

< 訂正後 >



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

(前略)

HSBC プライベート・バンク (C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.)Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成10年7月1日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、セクション・ファンドおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
--	------	--

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

HSBC SFT (C.I.)リミテッド (HSBC SFT (C.I.) Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成10年7月1日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、セクション・ファンドおよびファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
---	------	--

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの投資戦略は、ファンドの投資顧問会社により監督されている。ファンドの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBC ホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ファンドの投資戦略は、ファンドの投資顧問会社により監督されている。ファンドの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBC ホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、常勤コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBC SFT (C.I.)リミテッドならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(1) HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (「受託会社」)

(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、800万米ドル (約8億4,288万円)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

< 訂正後 >

(1) HSBC SFT (C.I.) リミテッド (「受託会社」)

(HSBC SFT (C.I.) Limited)

資本金の額

令和2年8月末日現在、800万米ドル (約8億4,288万円)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、チャネル諸島、GY1 1WA、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウスに登記上の事務所を有し、委員会により規制されている。受託会社は、HSBCグループの一社である。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(1) HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (「受託会社」)

(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、平成29年10月1日付で包括保管受託銀行との間で包括保管契約 (「包括保管契約」) を締結した。同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。包括保管契約の規定に従い、包括保管受託銀行は、平成29年10月1日付で副保管受託銀行との間で副保管契約 (「副保管契約」) を締結した。同契約に基づき、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行に保管業務を再委託する。受託会社が包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に支払うべき報酬、さらに、包括保管受託銀行が副保管契約に基づき副保管受託銀行に支払うべき報酬はすべて受託報酬から支払われる。

<訂正後>

（１）HSBC SFT (C.I.) リミテッド（「受託会社」）

（HSBC SFT (C.I.) Limited）

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行為すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、平成29年10月1日付で包括保管受託銀行との間で包括保管契約（「包括保管契約」）を締結した。同契約に基づき、受託会社は包括保管受託銀行に保管業務を委託する。包括保管契約の規定に従い、包括保管受託銀行は、平成29年10月1日付で副保管受託銀行との間で副保管契約（「副保管契約」）を締結した。同契約に基づき、包括保管受託銀行は、副保管受託銀行に保管業務を再委託する。受託会社が包括保管契約に基づき包括保管受託銀行に支払うべき報酬、さらに、包括保管受託銀行が副保管契約に基づき副保管受託銀行に支払うべき報酬はすべて受託報酬から支払われる。